

## 入札公告(物品)

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。)第 166 条の規定により公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

香川県知事 池田 豊人

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入物品名及び数量

StarlinkBusiness アンテナ、1 台

#### (2) 購入物品の要求諸元

StarlinkBusiness アンテナ仕様書による

#### (3) 納入場所

StarlinkBusiness アンテナ仕様書による

#### (4) 納入期限

令和 6 年 9 月 30 日

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約書作成の要否

否(香川県会計規則第 145 条第 1 項第 3 号の規定による)

### 3 電子契約の可否

否とする。

### 4 契約の内容を示す日時及び場所等

令和6年7月9日から同月24日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を除く午前8時30分～午後5時15分)

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県危機管理総局危機管理課 危機管理グループ Starlink入札担当

電話番号 087-832-3181

なお、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)においても閲覧に供する。

### 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 6 年 7 月 16 日正午までに、4 に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和 6 年 7 月 17 日から同月 24 日までの間(休日を除く午前 8 時 30 分から正午、及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)、4 に示した場所において閲覧に供するとともに、同月 17 日午前 9 時までに、質問者全員に FAX(メール)で送付する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

令和6年7月25日 10時00分  
香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁舎 本館5階 災害対策本部室

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否  
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年7月22日午後5時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年7月22日正午までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。